

## 1.作成、整備の概要

### (1) 金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編

先般、発表されたデフレ対応策のひとつとして、「中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの運用例を作成し、公表する」ことが盛り込まれたことから、今般、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用確保のため、現行金融検査マニュアルの解説及び具体的な適用事例として「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」以下、「別冊」という。)を作成することとする。

別冊は、金融検査マニュアルにおける中小・零細企業等の債務者区分の判断に関する記述の解説としての「検証ポイント」及びこれら検証ポイントの具体的な適用事例としての「検証ポイントに関する運用例」からなっている。(主な内容については別添2参照)

なお、別冊は、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアル共通のものとする。

### (2) 資産査定における抽出基準の明確化

検査の効率性向上の観点から、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、与信額が一定金額以下の債務者(注)については、原則として、被検査金融機関の自己査定に委ねることができるものとし、その旨、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルに明記することとする。

(注)与信額20百万円又は資本の部合計(会員勘定合計)の1%のいずれか小さい額未満の者

### (3) その他

特定取引勘定に係る銀行法等の一部改正等に伴う所要の改訂を行うこととする。

## 2.今後のスケジュール

本パブリック・コメント終了後、頂いたご意見を踏まえ所要の作業を行い、6月中を目途に検査官宛通達として発出し、その後実施する検査から適用する予定。